

お知らせ

記者発表資料
配布日

平成28年 3月 1日

■同時発表先：広島県政記者クラブ
三次記者クラブ
中国新聞社吉田支局

江の川水系 初の河川協力団体(土師ダム桜守プロジェクト) が指定され、指定証の伝達を行います。

○指定団体

- ・土師ダム桜守プロジェクト

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川法に河川協力団体制度が創設されたことを受け、河川協力団体の募集を行いました。

このたび江の川水系で初の協力団体として「土師ダム桜守プロジェクト」が平成28年3月1日付けで指定されましたのでお知らせします。

なお、「河川協力団体」指定証の伝達は下記のとおり、第20回桜守プロジェクト開会式内で行います。

【第20回桜守プロジェクト】

〔日 時〕平成28年3月6日（日）9時00分～（予定）

雨天等の場合は3月13日（日）に延期します。

〔場 所〕はじ丸館駐車場付近（広島県安芸高田市八千代町土師 709）

○参考

桜守プロジェクトは、住民ボランティアにより組織され、桜の名所としての土師ダムを守って行くために桜の保護活動を行っております。

<問い合わせ先>

○国土交通省 中国地方整備局 土師ダム管理所

TEL 0826-52-2455（代表）：（平日・昼間）

【担当】 管理所長 ^{いぬやま} 犬山 ^{ただし} 正 （内線 201）
専門員 ^{やまもと} 山本 ^{かずひろ} 和宏 （内線 492）

○国土交通省 中国地方整備局 三次河川事務所

TEL 0824-63-4121（代表）：（平日・昼間）

【担当】 副所長（河川） ^{むかいだ} 向田 ^{たかし} 隆史
専用調整課長 ^{ひらた} 平田 ^{まさる} 勝
建設専門官 ^{みぞかわ} 溝川 ^{かつみ} 克巳

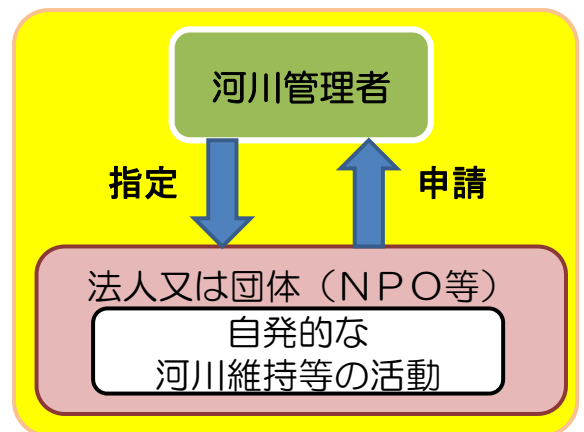
河川協力団体制度の概要

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」（平成25年7月11日施行）により、河川協力団体制度が創設されました。

- 河川法** 第58条の8 （河川協力団体の指定）
第58条の9 （河川協力団体の業務）
第58条の10 （監督等）
第58条の11 （情報の提供等）
第58条の12 （河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例）

■河川協力団体制度とは、どんな制度か。

- ◆ 河川協力団体制度とは、**自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う民間団体等を支援するもの**です。
- ◆ 河川協力団体としての活動を適正かつ確実に行うことができると認められる法人等が対象となり、河川管理者に対して申請を行います。
申請を受けた河川管理者は、適正な審査のうえ、河川協力団体として指定します。



◆河川協力団体は、以下のような活動を行います。

河川法 第58条の9 河川協力団体は、当該河川協力団体を指定した河川管理者が管理する河川について、次に掲げる業務を行うものとする。

①河川管理者に協力して行う河川工事又は河川の維持



②河川の管理に関する情報又は資料の収集及び提供



③河川の管理に関する調査研究



④河川の管理に関する知識の普及及び啓発



⑤上記に附帯する活動

■河川協力団体に指定されると、どんなことが変わるの

河川法

第58条の12

(河川協力団体に対する河川管理者の許可等の特例)

河川協力団体が第58条の9各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第20条、第24条、第25条後段、第26条第1項、第27条第1項及び第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。)の規定の適用については、河川協力団体と河川管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による許可又は承認があったものとみなす。

◆許認可等の簡素化

河川協力団体が活動するために必要となる河川法上の許可等について、河川管理者との協議の成立をもって足りることとなります。

- ・工事等の実施の承認(法第20条)
- ・土地の占用の許可(法第24条)
- ・土石以外の河川産出物の許可(法第25条後段)
- ・土地の掘削等の許可(法第27条第1項)
- ・工作物の新築等の許可(法第26条第1項)
- ・権利の譲渡の承認(法第34条第1項(第24条及び第25条後段の許可に係る部分に限る。))

例) 河川法第24条、第26条の許可が必要



市民団体による看板設置事例(太田川)



市民団体による活動拠点の整備事例(佐波川)

河川法

第99条(地方公共団体等への委託)

河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体又は当該事項を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当するもの(次項において「地方公共団体等」という。)に委託することができる。

※ 河川管理者から河川管理施設の維持、除草等の委託を受けることも可能となります。委託先については、公募等の適正な手続きを経て選択を行う予定です。

【現行】 地方公共団体へのみ
委託可能

拡大

【法改正後】 国土交通省令で定める要件に該当するものに委託可能

《委託の例》

①「河川管理施設の維持」

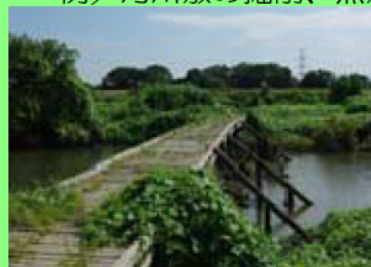
例) 堤防上の草刈り



堤防除草

②「その他これに類する河川の管理に属する事項」

例) 河川敷の掘削、魚道の改良



ビオトープの整備



魚道の改良

あなたの手で桜を守りませんか

さくらもり —第20回 桜守プロジェクト—

Go for the Future ~未来への道標~

枝木の切除・集積など桜の手入れをします。

ボランティア
参加者募集



■ 日 時

平成28年3月6日(日) 9時から15時

雨天の場合は、3月13日(日)9時に変更します

■ 集合場所

はじ丸館駐車場付近 (受付 8:30~9:00)

■ 活動場所

はじ丸館付近~サイクリングロード 終点

■ 参加できる人

土師ダムの桜に関心のある方ならどなたでも参加できます。
軽作業が多く参加しやすい内容です。(事前申込不要)

■ 作業の内容

- ・ 桜の枝木の集積
- ・ 桜の木の間伐および周辺の下刈り
- ・ テングス病にかかっている枝の切除

■ その他

- ・ 当日作業で使用する道具は、草刈機、チェーンソー、鎌、ノコギリ等です。当日貸し出せる道具に限りがありますので、持参出来る方はご協力をお願い致します。
混合油等は、こちらで準備いたします。
- ・ 昼食には、むすびと汁物を無料で用意しています。
- ・ 当日は、作業のできる服装でおいでください。
- ・ 終了後に、希望される方は伐採木・花芽の持ち帰りが可能です。(数に限りがあります。)



■主 催 桜守プロジェクト
■後 援 安芸高田市
■協 賛 国土交通省 土師ダム管理所
■問い合わせ先
桜守プロジェクト事務局
(財団法人八千代開発公社)
TEL 0826-52-2811



集 積



施 肥

第20回桜守プロジェクトのご参加よろしくお願いします！！